

熊本市行政区画等審議会第6回議事概要

平成31年2月12日（火）9:00～11:10

熊本市役所14階大ホール

- 保田窪2丁目2番街区の行政区画変更の要望について、澤田部会長をはじめ5人の委員の皆さままで、検討部会で審議いただいた。2回にわたる検討結果について、部会長からご報告をお願いします。

（報告資料に沿って説明）

- 最終的な結論については、審議会に委ねたいと考えている。改めて検討部会を行った議論としては、著しい支障をどのように見るか、市民一般から見て著しい支障なのか、あるいは行政から見てなのか、あるいはその住民なのか。その点での整理が必要ということ。最終的な結論を下すにあたっては、このように結論を下した、という説明が要る、そのあたりも審議会のご意見を頂きたい。

1番街区と3番街区も一緒に、ではなく、2番街区のみであることについて補足する。この2番街区は新しい住民が集中しており、1番、3番街区は古くからの住民も混在している。検討部会で、この1番、3番も一緒にという話は無かったのか、ということも要望した2番街区の住民にヒアリングでお訊ねしたが、お話はしたがまとまらなかった、ということだった。2番街区は、帯山西小単独校区であり、1番、3番は緩衝地区となっている。

- 部会の報告について、何かご質問やご意見はありませんか。
- 住民の支障を第三者が著しくないと判断するのはどうかという一文があるが、住民の方からの、こういう支障がある、と受けて判断するのはこの場だと思うのだが、その点をご説明頂けるか。
- 色々意見が交わされたが、誰にとって支障があるかということのを考慮すべきかで、社会通念上市民一般から見ての支障という話もあれば、実際そこに住んでいる方が不便と感じているなら支障と考えてよいのではという意見もあり、俎上に載せた訴えを受け止めるかというところで交わされた議論。
- 5人の検討部会だが、3人と1名となっているのは。
- 部会長をのぞく4人でこのように意見がわかれたということ。部会長はとりまとめの中立的な立場で、できるだけ皆さんの意見をきいて、意見をまとめるようにした。
- そういう考え方もあると思うが、部会長が中心になって結論を出してよかったのでは。

○ 本日の審議会の中で、部会長のご意見も伺えると思う

○ 資料の地図の中で、2番街区で「自治会空白地帯」とかかれた区域があるが。この方たちは、他自治会住民のように市政など自治会を通じた情報入手は可能なのだろうか。

事務局

空白地帯という表現はそぐわないかもしれない。どこの自治会にも加入していない世帯である。

○ ご説明の中で、著しい支障をどう見るかのそもそもの議論があったと伺ったが、主観性と客観性との違いがある。当事者からの主観に基づいた内容を、この審議会の場で客観性を持って判断していった方がいいと思う。

○ 区とまちづくりの話があったが、検討部会で、行政職員やささえりあ職員にも話を聞いた。その中で、まちづくりの担当からは、区というより校区を重視してまちづくりをしている、運用しているので、職員側からの支障は無い、という話だった。

○ 他に無いようであれば、審議に移るが、事務局から審議のポイントのご説明をお願いします。

事務局

検討部会の資料にて保田窪2丁目2番の歴史的経緯の説明、審議資料にて審議のポイント説明

○ ただいま説明がありました確認事項について意見をいただきたい。

○ 要件の緩和というのは違和感がある。我々は基準に基づいて審査したのであり、緩和するとかしないとかいう話ではない。

事務局

緩和という言葉が誤解を生じたかもしれない。検討部会でも話が出たが、区割りの見直しの前提に地形地物の変更があり、地形地物の変更があつて著しい支障が生じるものである。そのため、そもそも著しい支障という事象がこの2つの地区でありえるのか。加えて、この2つの地域は、地域の要望や過去の経緯等を加味した上で検討することとなっているという趣旨である。

○ 変更する際は、行政にコストがかかってくる。その辺りはどうか。

事務局

システムの改修などの調査に時間がかかる。検討部会の際にお知らせした、住基の変更以外にもあることは確かである。

他市にも照会しているところ。

- 検討部会で、実際の現場や、住民の方のヒアリングを行った。3番街との境には小川があり、地形上の区切りが見て取れた。生活上の不便など、住民の一人ひとりの声を聞くことが大事であり、その上で、まちづくりセンター等行政の運用でもカバーすることができると考えるので、行政区を変更する程の支障は無いと考える。
- 検討部会で、自分も現地視察とヒアリングを行った。著しい支障をきたしているか、この「著しい」とは何ぞやというところが論点と思うが、これは、一般市民の社会通念上の受忍限度を指すのだという考え方もあると思うが、私は、「住民側が支障をきたしていること」でもいいのでは、と考えた。付帯事項で、歴史的経緯を加味してみると、校区の変更もされており、帯山西小校区として自治会活動を長年されている中で、肩身の狭さを感じているなど、首尾一貫して言われている。第三者がそれを言いきれぬのかということである。
また、行政としては、帯山西を統一校区として教育委員会が認めている。
行政区を変更しても良いのではないかと考えている。
- 審査基準のオの著しい支障については、主観的でなく、行政サービスを受ける観点から客観的にとらえるべきと思う。行政の立場からは、基本的な行政区は頻繁に変えるものではないので、著しいサービスの低下につながる程ではないと、と考える。今回の件が前例になって、人口増減等で校区変更が発生した場合の影響も考えられるので、学校区と行政区を同一で考えるものではないと思う。
- 小学校単位でまちづくりを実際している立場からすると、それと区は連動している方がやりやすい、と考えていたが、検討部会での調査を見ると、市が校区単位のまちづくりを進めているということだったが、行政がそういったフォローをされているのであれば、大きな行政区という仕組みまで変更する必要はないのではないかとと思う。
- 2番をとということだが、何番、という街区単位で変更するのは虫食いになるので、違和感がある。基準に基づいて考えるべきだと思うが、「著しい」というのはかなり難しい。これは、「相当な」とかいう、他の表現もあると思うが、その検討はまた別の場になると思う。結論としては、行政区の変更は認めるべきではない、という考え。
- 審査基準が決められた上での検討であり、客観的に判断するべきだと思う。市民生活及び行政事務の執行上の著しい支障というのは、よほどサービスを受けるのが困難とか、低下しているとかになると思うが、かなりハードルの高い要件である。これは、行政区は市が行政サービスを提供する基本となっているからと思う。これを、校区と行政区のねじれ現象が起きる度に考えるのか、というと、別個の問題だと思う。客観的な視点から、市民生活及び行政事務の執行上著しい支障は無いと思う。また、まちづくりの観点からも支障が無いと考える。

先ほど著しい支障の緩和という話があったが、緩和はするべきではないと思う。

不便とやっていること、疎外感を感じていることに対し、行政もしっかり応える努力をした上で、変更は認めるべきではない、という考え。

- 本件は別として、今後は校区と行政区はリンクさせるべきではないと思っている。ただ、本件は、結論を言うと、変更していいと考えている。その前に、一つは、恨み節になるが、教育委員会が、なぜこの時期に変更したのかということ。

付帯事項にある歴史的経緯を加味するなら、この件は、「変更」ということではなく、その平成24年の時点で「補正」すべきだったのでは、という観点から変更していいと思う。

支障、ということについて、そもそも著しい支障というのがありえるのかという点もある。この基準では、著しい支障が無いと区を変更しませんよ、ということになるのだが、そもそも区を変更することによって何か支障を解決することはないのではないかとと思っている。

- 変更しない、という考えである。理由は、一つは地形上、虫食いの状態になり後に禍根を残すと思う点。また、町内の一街区である、これも虫食いの形。そして、校区はまちづくりの上で、キーワード、ベースではあるが、金科玉条ではない。熊本市が地域づくりをやっていく上で、こういう地域をどうカバーしあっていくか、という問題だと思う。

- 民生委員の会議に出席した再、東西南北、様々なところで、区割りについていびつだという話が出ることもあり、いわゆる区役所が遠いといった距離的な話は聞いていた。ただ、そのために行政的なサービスは、整えられているという認識。著しい支障ということには、客観的な判断が必要と思う。門前払いという話もあったが、一度決めた基準は守るべきと思う。また、自分は、検討部会での判断を最重要視したいと思う。また、以前、事案に関係する地域の代表のような立場の委員の方がおられたので、今後は、委員の選定の際事務局はきちんとチェックするべきと思う。

- 客観的に見るとき、支障の面を見ると、様々なサービスを受けられないということは無い。通販などの住所の問題は、例えば、行政職員も企業に説明していくといった努力が要と思う。区割りができた直後ならわかるのだが、今まで生活をしてきていることから、著しい支障とまではいえず、変更は必要ないと思う。

- 熊本市の子どもたちは、教育の機会均等、教育の質と同じ条件のもと行われるものだが、教育行政の視点からは、子どもたちが教育を受ける側として、著しい支障が無いことを常に考えている。区・校区等が違うこと等でサービスに違いがあってはいけない。緩衝などを設定し、保護者や子どもが通学の利便性などで選んでいくものであり、学校区は柔軟なものである。学校は、選んで来てもらうよう良い教育を提供しているという立場。学校区をまちづくりの中心に考えてもらうのはありがたいことではあるが、行政区と校区の基準は違うものであり、教育という行政サービスの提供の元になる条件は崩さない方が良く考えるので、行

政区の変更には当たらない。

- 先ほど話があったように、なぜ、校区をこの時期にしたのか、という問題はある。市民から見たら同じ市なのだが、教育委員会と市長事務局とは異なる組織である。もしかしたらそういったシステム的な問題なのかもしれない。校区の線引きは、家の裏などを通る、境がいまいなところもある柔軟なものである。今後どう教育委員会で校区を変更していくのか。今後、校区の見直しについては、行政区と関連して協議が必要と思うので、市で検討してほしい。

本日欠席されているが、西嶋委員が以前様々な境界を住民が柔軟に行き来する活動をしている現代においては、区という大がかりな制度を変更する前に、住民、行政で取り組めることをやるべき、という趣旨のお話があった。こういったことを支援していくためにも、区役所に、明確な配慮を求めるようなことも必要と思う。

確認事項にある、住民の要望についての考え方については、住民の同意は条件的なものであり、住民が求めれば変更できるものではないと考える。

それでは、次回は審議会としての結論を出すことになると思うが、その際は無記名投票という手続きを踏みたいと考えているがよろしいか。

(一同了承)

- 欠席の委員が多いと影響が大きいので、次回は、欠席の場合はあらかじめ封書にした意思を事務局が預かるようにしてはいかがか。
- 了解した。その他には何かあるか。
- 方針決定のところの、パブリックコメントに当該地域から出されているかを知りたい。また、通学区域の地域説明会でどのような話があっているか、知りたい。個人情報に関係もあろうから、可能な範囲でよい。
- 事務局で調べて、審議会に提供して欲しい。
- それでは、続いて事務局から、付帯事項の対象であるもう一方、壺川地域についての状況ご報告をお願いします。

事務局

(審議資料に沿って説明)

- 何か、質問等あるか。

○ 例えば、壺川 17 町内のさらに一部分、小さい街区だけということもありえるか。

事務局

壺川 17 町内からは、住民全員の同意のところはほぼ終わっていると聞いているので、それは無いと考えている。

○ 付帯事項でなく、行政区画の方針に基づき判断、となると、基準の「地形地物の・・・」という意味ではほとんどないと思われる。

事務局

「地形地物等の大規模な変更等によって、区における適切かつ効率的な行政サービス及び市民生活に支障をきたす可能性が明らかになった場合は、区境の見直しを検討する」という答申書の変更の方針に基づくことになる。

○ それでは、この件の取り扱いは、了承するという事でよろしいか。

(一同了承)

○ 本日の議事は以上とする。委員の皆様の任期の延長の手続きも必要と思う。事務局の方で調整をお願いする。

ご協力をありがとうございました。